

第1回ワークショップで出た質問と区からの回答

第1回ワークショップ（11月2日）のアンケート等でいただいたご質問について、以下のとおり回答いたします。

Q1：旧若杉小学校跡地の本格活用に当たり、既存校舎はいつまで使用することができますか。

A1：既存校舎は令和8年度（2026年度）まで暫定活用し、令和9年度（2027年度）から解体工事を行う予定です。

なお、現在暫定活用している施設は解体工事着手までに以下のとおり廃止または移転を予定しています。

○保育室若杉

→令和6年度末（2024年度末）で廃止

○パピーナ荻窪天沼保育園（民設）

→天沼保育園及びゆうゆう天沼館が移転等をした後の跡地に令和8年（2026年）4月に移転

また、以下の2施設は、区立施設マネジメント計画（第1期）第1次実施プランの一部修正案において、以下のとおり記載しています。

○さざんかステップアップ教室「荻窪教室」

→令和8年度末（2026年度末）まで既存校舎を活用した上で、改築後の天沼中学校に併設（天沼中学校の改築工事期間中の仮移転先は別途検討）

○重症心身障害児通所施設わかば

→令和8年度末（2026年度末）まで既存校舎を活用した上で、令和9年度（2027年度）に旧定期利用保育施設下井草跡地に移転

Q2：改修の場合、本当に20年後に建替えが必要になるのですか。また、改修の場合でも、間取り変更やバリアフリーへの対応も可能ではないでしょうか。

A2：区では杉並区立施設長寿命化方針において、構造躯体の健全性に加え、経済性や財政負担の平準化、行政需要などの観点から総合的に判断し、目標使用年数を80年としています。まもなく築60年を迎える校舎は、改修を行ったとしても、約20年後には改築の検討が必要となります。

改修の場合、旧若杉小学校の校舎が旧耐震基準の建物であることから、間取り変更に伴うコンクリート製間仕切り壁の撤去は、現在確保している耐震性能に影響を及ぼすため、困難だと考えています。加えて、既存校舎を改修し、多様な区民に利用していただく施設とする場合には、スロープやエレベーターの設置が必要となることや、バリアフリートイレが十分に整備できない可能性があります。

以上のことから、跡地活用について検討を進める上で改修の場合は制約が多くあり、残りの活用期間も限られてくる一方で、建物を解体した場合は建物配置の変更や防災空地の確保など、敷地の有効活用が図られるとともに、用途に合わせた施設建設が可能となることから、解体を前提として跡地活用を検討することを基本的な方向性とししました。

Q 3 : 新しく建物を建設する場合、地下に駐車場や駐輪場を設けることは可能ですか。

A 3 : 跡地に整備する施設の用途や規模に応じて、東京都駐車場条例等の関係条例に基づき、駐車場・駐輪場を整備する必要があります。通常、敷地に余裕がある場合は、地上に駐車場・駐輪場を計画しますが、敷地の有効活用の観点から、地下に設ける事例もあります。

Q 4 : 第1回説明資料 (P. 27) の各施設の敷地面積も教えてほしい。

A 4 : 別紙「旧若杉小学校周辺の区立施設 (敷地面積追記)」のとおりです。